（第四号様式の二の二）規則第三条の二関係

その二

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和　　年　　月　　日

鹿児島市選挙管理委員会委員長 様

申出者　氏　　名

住　　所

電話番号

（＊申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1　活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2　閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること）
3　閲覧者の氏名及び住所	
4　閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること）
5　閲覧対象者の範囲	
6　閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。）
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。）
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第２８条の２第４項の規定による申出を □　する　　□　しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第２８条の２第７項の規定による申出を □　する　　□　しない
11　閲覧希望日	年　　月　　日（　　）
備　　考	（添付書類について記載すること。規則第３条の２第２項ただし書の規定により同項第２号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも１人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。）

備考　１　この様式は、法第２８条の２第１項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

２　上記の欄８及び１０中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

３　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

〈 記 載 例 〉

申出者が政党その他の政治団体

選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市選挙管理委員会委員長 様

申出者　氏　　名　〇〇〇〇後援会
　　代表者　　△△　△△
　　住　　所　鹿児島市山下町１１番１号

電話番号　　△△△－△△△△

(＊申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1　活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2　閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること） 市政報告会開催に伴う案内状送付のため
3　閲覧者の氏名及び住所	〇〇　△△ 鹿児島市山下町１１１番１１号
4　閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること） 後援会事務所の金庫に保管し、発送後シュレッダーにて廃棄。
5　閲覧対象者の範囲	山下町、易居町、長田町
6　閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） 別紙「承認法人に関する申出書」に記載する承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者として指定します。
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。）
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第２８条の２第４項の規定による申出を □ する　　□ しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	〇〇後援会の役職員（事務長他支部長１０名）
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第２８条の２第７項の規定による申出を ☑ する　　□ しない
11　閲覧希望日	令和〇年　〇月　〇日（水）１０時００分から１５時００分まで
備　　考	（添付書類について記載すること。規則第３条の２第２項ただし書の規定により同項第２号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも１人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。） 政治団体の届出書の写し 規則第３条の２第２項ただし書きの規定に該当するため当該資料は省略 (公職にある者)　〇〇　〇〇　　鹿児島市議会議員

備考　１　この様式は、法第２８条の２第１項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
２　上記の欄８及び１０中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
３　「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。